平成２６年（フ）第１１２号
高知県香美市香北町西川乙93番地
債務者　黒木　宗彦
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１３号
高知県香美市香北町西川乙93番地
債務者　黒木　和江
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０４号
沖縄県那覇市辻２丁目14番１―502号　辻市営住宅
債務者　白石さやか（旧姓當眞）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１８号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目50番地１　末吉共同住宅３―308
債務者　町田　宗仁
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４２号
岩手県北上市上江釣子15地割62番地３　シティハイツ北上Ｄ―３号、旧住所岩手県北上市上江釣子15地割62番地３　シティハイツ北上Ａ―５号
債務者　後藤　正和
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１８８号
埼玉県幸手市北１丁目13番28号　フレグランスコーマＥ202
債務者　染谷　欣伸
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
さいたま市南区四谷３丁目７番９―402号
債務者　小野　恵司
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６８号
埼玉県川口市青木５丁目10番48―307号　ソアール第２川口
債務者　田村　祥規
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
大阪府岸和田市中井町２丁目６番56号
債務者　南　　初美（旧姓南浦）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
大阪府岸和田市岸野町２番３号、前住所大阪府岸和田市紙屋町４番17号
債務者　宇野　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
大阪府岸和田市春木本町９番11号サンローゼ春木201号、前住所大阪府岸和田市春木泉町１番11―502号
債務者　岸本　正美
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
大阪府泉南市樽井８丁目11番10―310号
債務者　桑田　浩吉
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
大阪府貝塚市津田南町25番１号
債務者　森下　　円（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
大阪府和泉市室堂町664番地の１―307、前住所大阪府和泉市室堂町1071番地の11
債務者　山本　拓也
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
大阪府泉南郡熊取町長池１番１―105号
債務者　成瀬　智美（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
大阪府岸和田市中井町３丁目13番１―407号
債務者　中間　大輔
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
大阪府和泉市池田下町1205番地の５
債務者　西本　　靖
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
大阪府岸和田市南上町２丁目23番８―102号、前住所大阪府岸和田市門前町２丁目12番４号
債務者　岩月　宏昭
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係